

広島市立美鈴が丘小・中学校体育施設開放事業運営委員会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、広島市立美鈴が丘小・中学校体育施設開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は委員長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、広島市の委託を受け、生涯スポーツ振興事業として実施されている学校体育施設開放事業の円滑な運営に当たることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、毎月1回の学校体育施設開放会議を開催し、計画的に開放を行う。

(会員)

第5条 本会に登録された団体で原則として当地区内に居住している者で構成するスポーツ活動を目的とした団体で、かつ成人の指導者が責任者となっている団体とする。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

1	委員長	1名
2	副委員長	1名
3	事務局長	1名
4	委員	若干名
5	監事	2名

附則 この規約は、平成15年4月1日より施行する。